

本報告では、日本において少子化が最初に問題とされ、その対策が試みられた江戸時代の子育ての状況に着目し、養育料の給付や、養育・保育施設の設置といった今日の子育て支援につながる構想が、いかなる社会背景、目的のもとに形成されたのかを明らかにした。

江戸時代も半ばになると、度重なる飢饉により農村は荒廃し、百姓一揆や打ちこわしが頻発した。他方、「間引」の習俗化に伴う人口の減少は、為政者にその対策を迫ることとなり、幕府や諸藩では間引の禁令や間引防止の教諭書の出版、養育料給付等の施策を講じて、間引防止に腐心した。しかし、それら養育奨励策の効果は薄く、そうした状況のなかで、佐藤信淵や津山藩などでは乳幼児を保護・育成する養育施設の必要性を認識し、西洋の「幼院」情報を受容して、養育施設の設置を計画したのである。

江戸時代には幼稚園 (Kindergarten) などの近代的保育施設に関する情報は入ってきておらず、そのほとんどは「幼院」と呼ばれた救貧的児童保護施設に関する情報であった。そうした西洋の「幼院」における乳幼児の公的・集団的保護の在り方は、従来の幼児保護策の限界を認識していた人々に受け入れられ、養育施設構想の出現をみるに至ったのである。そこでは、佐藤信淵のように、差し迫った対外的危機を背景として、乳幼児の保護を海防・国家富強の課題と結びつけて、その手段として政治的に受容しようとするものもあり、その意味で、子どもの養育や保育は、国家的な観点から捉えられるようになったといえることができる。

江戸時代の養育施設構想は、間引かれようとする子どもの命を救済し、保護・育成するという点では、子どもの生存を保障する画期的な構想であった。しかし、それは「殺さぬように」はするものの、そこにおいて子どもの命の尊厳や人権といったものが問題にされることはなかった。子どもの養育が「家」や「国家」を意識して、その「ため」になされようとする限り、子どもの人格や人権に根ざした養育や教育は生じ難い。近代日本における産育の国家関与も、こうした国家的観点からなされ、戦時下には「産めよ、殖やせよ」という特徴的な現象を生じさせたが、そうした性格は、政治的意図のもとに行われている今日の少子化対策にも認められる。親の経済的支援や育児負担の軽減にとどまらない、子どもの人格や人権に根ざした子育て支援の構築が、いま求められている。